



安保法案は違憲だから廃案しかない

高木善之

政府のねらいは、9月27日までに参議院で採決（過半数）するか、「60日ルール」を使って衆議院で採決（2/3以上）することだ。

安保法案は与党が強行採決すると成立するが、国民の「NO!」の声はもっと大きくなり、政権は危くなる。もっと恐ろしいのは「二院制が意味ないなら参院はいらない」という世論だ。それは参議院議員242人の「失業」を意味し、与野党議員にとって「存立の危機事態」だから、絶対に避けたいと考える。

安倍首相は「なにがなんでも法案を通したい」のだが、閣僚も自民党議員も「法案より自分の立場」だから、国民の「NO!」の声が大きくなれば、与党内部で「強行採決も60日ルールもやめよう」という声が大きくなる。

すでに、その兆候は出ている。(^_^) y ~~~

強行採決をしなければ「時間切れ」になり、実質的に廃案になるが、政府にとって「次善」の決着なのだ。「時間切れ廃案」になれば、「否決されたのではない。野党が妨害したから、国民の理解が進まないから」という言い訳ができるのだ。

だから、いま必要なのは国民の「NO!」の声が大きくなることなのだ。そのためにも、下記のことを自分の言葉で伝えられることが必要だ。

1. 集団的自衛権は憲法違反

個別的自衛権は「自国」を守るものであり、集団的自衛権は、「他国」を守るための武力行使であり、明白な憲法違反。

2. 新三要件は憲法違反

安倍政権は次の「武力行使の新三要件」なるものを発明した。

- (1) 密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由が根底から覆される明白な危険がある〈存立危機事態〉
 - (2) 我が国の存立、国民を守るために他に適当な手段がない
 - (3) 必要最小限度の実力行使にとどまる
- (1) は、明確な憲法違反。

3. 集団的安全保障も憲法違反

政府の言う集団的安全保障は多国籍軍に参加することであり、国連決議があろうとなかろうと「武力行使または武力による威嚇」に参加することは憲法違反である。

4. 「正しい戦争」はない

国連決議があろうとなかろうと、アメリカの要請があろうとなかろうと、憲法は自衛以外の戦闘は認めていない。そもそも「正しい戦争」などないのだ。

アメリカは「テロとの戦い」と言っているが、相手もアメリカのことを「テロリスト」と呼んでいる。事実、アメリカは無差別攻撃（テロ）によって多くの市民を殺害している。その意味ではアメリカもテロリストなのだ。

かつてドイツも日本も、「平和のための戦争」と主張したが、他の国から見れば「侵略戦争」だった。いまさら「侵略戦争ではなかった」など言ってはならない。

自衛や防衛は国際的には許されるが、許されるからといって「正しい」わけではない。「やむをえない」だけであり、もともと「正しい戦争」などないのだ。

「正当防衛」という言葉もあるが、それは一方が主張しているだけであって、相手は「不当攻撃」と主張しているのだ。

5. 多国籍軍の支援は、敵国には参戦と同じ

- ・多国籍軍の武器、弾薬、兵士、燃料の輸送は、誰が見ても参戦と同じ。
- ・多国籍軍に対する食糧、水、医薬品の輸送も、誰が見ても参戦と同じ。
- ・後方支援（兵たん）は、敵国から見れば参戦と同じ。必ず攻撃を受ける。
- ・自衛隊員も攻撃対象になり、国民もテロの対象になる。

国会は1日3億円かかるらしい。こんなばかばかしい議論をすでに1年も続けている。これ以上、ばかばかしい議論に時間と税金を浪費してはならない。

●私の提案

★「平和への貢献は武力以外で」ということに尽きる。

★政治家は、和平交渉、和平の仲介をする。

★自衛隊は、安全な場所で平和活動のみを行う。

その際、武力行使ではないことが誰からもわかるように、目立つ色のレスキュー隊のオレンジ色や赤十字の赤色の制服を着用すること。

『地球は今...』シリーズ 憲法違反のTPP交渉

『地球は今...』シリーズは、大切なテーマを取り上げ、解決を考えるページです。

以前は「TPP交渉参加に反対」だった自民党政権は、今ではTPP合意に向けて熱心に交渉を進めています。「集団的自衛権」だけでなく「TPP交渉参加」も公約違反、憲法違反の可能性が。今回はTPP交渉の現状と憲法違反の根拠についてまとめました。 (事務局 渡辺裕文)

●聖域だった「重要5品目の堅持」が・・・

国会では、重要5品目（①コメ②小麦③牛・豚肉④牛乳・乳製品⑤砂糖）を聖域とし、関税撤廃を認めないと決議した（2013年4月18日）。

この決議には、さらに「ISD条項には合意しないこと」、「国会への報告や国民への情報提供」なども含まれていた。

●しかし、現状は・・・

政府からの「正式な報告なし、情報なし」の中で、「日本政府は重要5品目も含めて次々と譲歩を続けている模様」と報道されている。

例えば、(▼印は重要5品目)

▼コメ 無関税輸入枠を「大幅追加」

▼小麦 「関税」を45%引下げ、輸入枠を新たに設ける

▼牛・豚の関税も段階的「大幅引下げ」、ソーセージ材料の関税は「大幅削減」

・鶏肉、鶏卵は「関税撤廃」、ワインも「関税撤廃」

・5品目以外は「関税撤廃」の可能性も（こんにやくや果物も）

消費者にとっては価格が安くなるが、

・国内農業（農家）は大きな打撃 ⇒食料自給率の低下

・農薬などの規制緩和の可能性が高い ⇒食の安全性確保の保障がない

最大の疑問は、TPPは誰のため、何のためなのか、という問題だ。

●TPP交渉の4つの大きな問題点

1. ISD条項：日本の国内法で不利益を被った時、外国企業は国際裁判へ訴訟できる。 ⇒ ほとんど米国有利の判決が出る。
2. NVC条項：米国企業が日本で期待した利益を得られなかった時、米国政府が企業に代わり、日本政府を提訴できる。
3. ラチェット規定：一度緩めた規制は、問題が発生しても規制を戻せない。
4. 情報公開しない：発効後4年間、内容を秘密にする義務がある。

●医療分野では、薬や手術方法が知的財産として保護

米国の要求：特許期間が延長されるとジェネリック薬品が遅れ、安価な薬が手に入らなくなる。さらに「診断・治療・外科的方法」が特許になると、米国で開発された手術や治療が独占され、特許料が必要となる。

●著作権では「非親告罪」の導入も

日本：著作権は、著作権者の告訴によって争われる。

米国：著作権者の告訴がなくても、検察、警察が訴追できる。

著作権者の考えと関係なく訴訟が可能、訴訟権が乱用される可能性がある。

その他、安全基準、環境基準、労働条件、医療保険、公共事業への参入など、日本のすべての制度が米国に統一される。経済のグローバリゼーションも大きな問題だが、TPPは社会全体のグローバリゼーションである。

●TPP交渉は憲法違反！

多くの国民の権利が侵害されることになるため、憲法違反である。

1. 生存権（憲法25条）
「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が侵害される。
2. 幸福追求権（憲法13条）
「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が侵害される。
3. 司法主権（憲法76条）
各国の法律よりもTPP条約が優先される（ISD条項）ため、憲法を最高法とする日本の司法主権が侵害される。
4. 知る権利（憲法21条）
発効後4年間、内容が公表できないため、国民の知る権利が侵害される。

「TPP交渉は憲法違反」として訴訟を準備している「TPP交渉差止・違憲訴訟の会」（弁護士などが参加）には、『地球村』の高木代表も呼びかけ人となり、『地球村』も賛同団体に入っています。

あなたもぜひ、この活動に参加し、公約を破り、国民を裏切り続ける安倍政権に「NO!」を突きつけましょう。

詳しくは、「TPP交渉差止・違憲訴訟の会」サイトへ <http://tpphantai.com/>